

## 老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業・デイサービスセンター等の届出について

国及び都道府県以外の者が下記の居宅サービスを実施するには、介護保険法に基づく指定申請等とは別に、老人福祉法に基づく各種届出が必要です。

## ◆該当するサービス

老人福祉法		介護保険上のサービス名
名称	サービス名	
老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業	・訪問介護 ・訪問型サービス（第1号訪問事業） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護
	老人デイサービス事業	・通所介護 ・通所型サービス（第1号通所事業） ・（介護予防）認知症対応型通所介護
	老人短期入所事業	・（介護予防）短期入所生活介護
	小規模多機能型居宅介護事業	・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型老人共同生活援助事業	・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
	複合型サービス福祉事業	・複合型サービス
老人福祉施設 （老人デイサービスセンター等）	老人デイサービスセンター	・通所介護 ・通所型サービス（第1号通所事業） ・（介護予防）認知症対応型通所介護
	老人短期入所施設	・（介護予防）短期入所生活介護
	老人介護支援センター	

## ※事業と施設の区分について

## 【施設】

## ①老人デイサービスセンター

基本的なものを専用の設備により提供している場合は独立した「施設」として位置づけます。

## ②老人短期入所施設

「短期入所のための専用居室、浴室及び食堂を専用の施設として有する」かつ「独立した施設として機能を果たしうる職員配置を有する」場合は「施設」として位置づけます。

## 【事業】

特別養護老人ホーム等に併設された設備が「施設」の要件を満たさない場合は、「事業」として取り扱います。

※届出先は、事業所、施設等の所在地を所管する各健康福祉センターとなります。（中核市である下関市で事業を行う場合は、届出先は下関市になります。）

## ◆届出様式

老人居宅生活支援事業	事業開始の届出	老人居宅生活支援事業開始届	第1号様式
	届出内容の変更	老人居宅生活支援事業届出事項変更届	第1号様式の2
	事業の休廃止	老人居宅生活支援事業廃止(休止)届	第1号様式の3
	事業の再開	老人居宅生活支援事業再開届	第1号様式の4
老人福祉施設 （老人デイサービスセンター等）	施設設置の届出	老人デイサービスセンター等設置届	第1号様式の5
	届出内容の変更	老人デイサービスセンター等届出事項変更届	第4号様式
	設置した施設の休廃止	老人デイサービスセンター等廃止(休止)届	第6号様式
	施設の再開	老人デイサービスセンター等再開届	第7号様式

## ◆届出の時期について

	事業開始及び設置届	変更届	廃止(休止)届	再開届
届出時期	あらかじめ	変更から1月以内	廃止(休止)の1月前まで	再開次第遅滞なく